

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成27年2月5日 午前11時43分 開会 午前12時01分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長 (三澤龍夫委員欠席)
4 傍聴議員	坂田よう子議員 高橋富美子議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、藤家教育長 二挺木政策総務部長、大槻総務課長 常松総務課副課長兼公共施設係長 小林総務課副主幹兼総務法制係長 曾根総務課主任主事、佐藤総務課主任主事 相田教育部長、岩本学校教育課長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (3) 大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について (4) 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部改正について (5) 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について (6) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成 27 年 4 月から従来の教育委員長と教育長を一本化した新教育長制度が施行される。

これに伴い、新たな条例を制定し、既存の関連条例の規定を改正する。

大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例は、新教育長の勤務条件を規定する。そのため、大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は廃止する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例は、題名を「大磯町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に改正する。

大磯町附属機関の設置に関する条例は、大磯町特別職報酬等審議会の審議対象に教育委員会の教育長を追加する。

大磯町職員の定数条例は、教育委員会の教育長の例規上の呼称の統一を行う。

大磯町長等の給与に関する条例は、題名を「大磯町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例」に改正し、教育委員会の教育長の給与月額を追加する。

大磯町職員の旅費に関する条例は、教育委員会の教育長を追加し、町長、副町長と同額を支給する。

大磯町防災会議条例は、教育委員会の教育長の例規上の呼称の統一を行う。

施行日は、平成 27 年 4 月 1 日となる。

#### ◎主な質疑

特になし

(3) 大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について

(4) 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(5) 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について、大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部改正について及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。説明の概

要は次のとおりである。

平成26年8月7日の人事院勧告で、国家公務員給与の総合的見直しとして、2点示されている。

1つ目、官民の給与差を踏まえ俸給表水準を平均2パーセント引下げ、あわせて地域手当の支給割合を見直す。2つ目は、官民給与差を踏まえ、50歳代後半層の給与水準を見直す。これらを踏まえ、給料月額の改正と地域手当の支給割合の引き上げを行うため、改正を行う。

改正内容は、給料表の改定で国家公務員の改定率を準用し改定を行う。給料表1・2、教育職給料表、特定任期付職員の給料月額は、各職種とも2パーセントの減を基本とし、各職種の高位の最高号給付近は、削減率を逡増させる。

地域手当の支給割合の変更で、大磯町の地域手当の支給区分が6等地になるため、3パーセントから6パーセントにする。

期末・勤勉手当の不支給・一時差止制度の整備を、人事院勧告とは別に行う。

職員が離職した日から期末勤勉手当の支給日までの間に、在職期間中の行為で逮捕起訴された場合に、支給の一時差止め、刑が確定した場合不支給とする。

施行日は、平成27年4月1日となる。

給与・地域手当の改定により、職員の1カ月当たりの給与支給影響額は、概ねプラスになる見込みである。

#### ◎主な質疑

問. 期末・勤勉手当の不支給・一時差止制度で、無罪が確定した時の利子補給はどうなるのか。

答. 無罪になった時には支給になるが、利子というような上乘せのものはない。

#### (6) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。